



議員提出第2号議案

大田区まちなか商店リニューアル助成条例

上記の議案を地方自治法第112条及び大田区議会会議規則第13条第1項の規定により提出する。

令和5年2月15日

大田区議会議長 鈴木隆之様

提出者

大竹辰治

清水菊美

黒沼良光

佐藤伸

菅谷郁恵

荒尾大介

杉山公一

大田区まちなか商店リニューアル助成条例

(目的)

第1条 この条例は、店舗及び施設（以下「店舗等」という。）の改装若しくは改修又は店舗等と一体となって機能を果たす備品の購入の費用の一部について予算の範囲内において補助金を交付することにより、区内の店舗等で商売を営む者が新たに競争力をつけ、区内における商業等の活性化を図ることを目的とする。

(交付の対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 区内に住民登録がある個人又は次のいずれかに該当する法人であること。
 - ア 区内に店舗等を所有し、又は賃借して営業していること。
 - イ 区内の店舗等を賃貸していること。
- (2) 大田区暴力団排除条例（平成24年条例第38号）第2条第1号から第3号までの規定に該当していないこと。
- (3) 関係する法令等に違反していないこと。
- (4) 大田区特別区税の滞納がないこと。
- (5) 次条に規定する補助金の交付の対象となる業種を営む者（営もうとする者を含む。）であること。

2 前項の規定にかかわらず、区長が必要と認める者は、補助金の交付の対象となる者とすることができる。

(交付の対象業種)

第3条 補助金の交付の対象となる業種は、小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業及び娯楽業とする。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の

対象から除外する。ただし、第1号に該当する場合であって、区長が特に必要と認める場合は、補助金の交付の対象とすることができる。

- (1) 店舗等の床面積の合計が1,000平方メートルを超える場合
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第1項各号に規定する営業で、風営法第3条第1項の許可を受けていない場合
- (3) 風営法第2条第1項各号に規定する営業で、店舗等の床面積の合計が100平方メートルを超える場合
- (4) 風営法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業である場合
- (5) 他の補助制度により補助金等（大田区補助金等交付規則（平成26年規則第27号）第2条第1号に規定する補助金等をいう。以下同じ。）の交付を受けている場合
(補助金の額等)

第4条 補助金は次に掲げる場合に交付するものとし、補助金の額は当該各号に定める額とする。

- (1) 区内の業者によって施工され、かつ、その施工に20万円以上（消費税相当額及び地方消費税相当額を除く。）を要する店舗等の内装若しくは外装に係る工事、店舗等と一体となって機能する設備の設置等の店舗等の改装又は改修を行う場合 当該改装又は改修に要する費用の額に2分の1を乗じて得た額
- (2) 区内の販売業者から購入し、かつ、その購入に10万円以上（消費税相当額及び地方消費税相当額を除く。）を要した店舗等と一体となって機能を果たす備品（1品1万円以上（消費税相当額及び地方消費税相当額を除く。）のものに限る。）の購入をする場合 当該購入に要する費用の額に2分の1を乗じて得た額

2 補助金の額の上限は、100万円とし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、工事着工前に関係書類を添付し、区長に申請しなければならない。

(交付の決定)

第6条 区長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付の可否を決定するものとする。

(交付の条件)

第7条 区長は、前条の規定による補助金の交付の決定に当たり、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付すものとする。

(決定の通知)

第8条 区長は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を申請者に通知するものとする。

2 区長は、補助金を交付できないものと決定したときは、速やかにその理由を付して申請者に通知するものとする。

(申請の撤回)

第9条 区長は、前条第1項の規定により通知する場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又は第7条の規定により付された条件に異議があるときは、当該通知受領後指定する期日までに申請の撤回をすることができる旨を申請者に通知するものとする。

(事情変更による決定の取消し等)

第10条 区長は、補助金の交付の決定をした場合において、次に掲げる事情が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助金

の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

- (1) 天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。
- (2) 補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）が補助事業を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないとき（補助事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。）。
- (3) 補助事業者が補助事業に要する経費（補助金によって賄われる部分を除く。）を負担することができないとき（補助事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。）。

2 区長は、前項の規定による補助金の交付の決定の取消しにより特別に必要となった事務又は事業に対しては、次に掲げる経費に係る補助金を交付することができる。

- (1) 補助事業に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費
- (2) 補助事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費

3 前項の補助金の額の同項各号に掲げる経費の額に対する割合その他その交付については、第1項の規定による取消しに係る補助事業についての補助金に準ずるものとする。

4 第8条の規定は、第1項の規定により措置した場合について準用する。

(承認事項)

第11条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ、区長の承認を受けなければならない。ただし、第1号及び第2号に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りでない。

- (1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(交付の制限)

第12条 補助金の交付は、一の店舗等につき1回に限るものとする。

(事故報告等)

第13条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、区長に対し速やかにその理由その他必要な事項を書面により報告しなければならない。

- 2 区長は、前項の報告を受けたときは、その理由を調査し、速やかに補助事業者にその処理について適切な指示をするものとする。

(状況報告等)

第14条 区長は、補助事業の円滑かつ適正な執行を図るため必要があるときは、補助事業者をして補助事業の遂行の状況に関し報告させるものとする。

- 2 区長は、前項の報告を受けた場合において必要があるときは、補助事業者にその処理について適切な指示をするものとする。

(遂行命令等)

第15条 区長は、補助事業者による報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、その者の補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命じるものとする。

- 2 区長は、補助事業者が前項の命令に違反したときは、その者に対し、当該補助事業の遂行の一時停止を命ずることができる。
- 3 区長は、前項の規定により補助事業の遂行の一時停止を命ずる場合において、

補助事業者が当該補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合させるための措置を指定する期日までにとらないときは、第 19 条第 1 項第 3 号の規定により当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消す旨を明らかにするものとする。

(実績報告)

第 16 条 補助事業者は、補助に係る工事の完了の日から起算して 30 日以内に関係書類を添付し、区長に実績報告書を提出しなければならない。第 11 条第 3 号の規定により廃止の承認をした場合も、また同様とする。

(補助金の額の確定等)

第 17 条 区長は、前条の規定により実績報告を受けた場合においては、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

(是正のための措置)

第 18 条 区長は、前条の規定による調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命ずることができる。

2 第 16 条の規定は、前項の命令により補助事業者が必要な措置をした場合について準用する。

(決定の取消し)

第 19 条 区長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) その他補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの条例に基づく命令に違反したとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 第8条の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。
(補助金の返還)

第20条 区長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずることとする。

2 区長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずることとする。

(違約加算金及び延滞金)

第21条 区長は、第19条第1項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部の取消しをした場合において、補助金の返還を命じたときは、補助事業者をしてその命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付させるものとする。

2 区長は、補助事業者に対し、補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付させるものとする。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、^{じゅん} 閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(延滞金の計算)

第22条 区長は、前条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(他の補助金等の一時停止等)

第23条 区長は、補助事業者に対し補助金の返還を命じ、補助事業者が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

(財産処分制限)

第24条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用を増加した財産を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。ただし、補助金の交付の目的、交付額又は当該財産の耐用年数を勘案して区長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(提案理由)

店舗等の改装若しくは改修又は店舗等と一体となって機能を果たす備品の購入の費用の一部に補助金を交付することにより、区内の店舗等で商売を営む者が新たに競争力をつけ、区内における商業等の活性化を図るため、条例を制定する必要があるので、この案を提出する。